

県南広域振興局長告示第8号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、北上川東部土地改良区（奥州市）から役員の退任について次のとおり届出があった。

平成29年1月31日

県南広域振興局長 堀 江 淳

理事

大 石 一 夫 奥州市前沢区生母字斎田118番地2